

契約管財局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	陰圧式患者搬送器具用ULPAフィルターほか2点 買入	27:医療用機器	日本船舶薬品(株)	26,340,820	令和4年10月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
2	令和4年度 水道用次亜塩素酸ナトリウム(長居配 水場 ほか7か所) 10月~12月 概算買入	30:工業薬品	フジオックス(株)	8,305,682	令和4年10月5日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続 の特例を定める政令第11条第1項	緊急の必要による	適用
3	令和4年度 水道用液体かせいソーダ(庭窪浄水場 ほか1か所) 10月~12月 概算買入	30:工業薬品	網干産業(株)	66,740,751	令和4年10月5日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続 の特例を定める政令第11条第1項	緊急の必要による	適用
4	令和4年度 はしご車伸縮装置等分解整備	37:自動車修理	(株)モリタテクノス	6,406,400	令和4年10月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	
5	空気呼吸器ほか1点 買入	59:消防・防災用品	真弓興業(株)	10,472,000	令和4年10月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
6	令和4年度 水道用次亜塩素酸ナトリウム(柴島浄 水場) 10月~12月 概算買入	30:工業薬品	曾我(株)	19,103,383	令和4年10月7日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続 の特例を定める政令第11条第1項	緊急の必要による	適用
7	ろ過式集じん装置用ろ布(北斎場) 買入	19:産業用機器	ホソカワミクロン(株)	9,163,000	令和4年10月20日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
8	令和4年度 はしご車分解整備(その2)	37:自動車修理	(株)モリタテクノス	20,680,000	令和4年10月31日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	
9	片袖机ほか13点(大阪市保健所)(その3)借入	165:その他賃貸	山王スペース&レンタ ル(株)	4,983,220	令和4年11月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	随意契約理由書記載のとおり	
10	駐車場共通回数券ほか2点印刷	08:特殊印刷	アマノ(株)	2,491,500	令和4年12月16日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
11	令和4年度 柴島浄水場ろ過池覆盖 修繕	45:その他材料	(株)前澤エンジニアリン グサービス	36,300,000	令和4年12月19日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続 の特例を定める政令第11条第1項第1号	W1	適用

随意契約理由書

- 1 案件名称
陰圧式患者搬送器具用 ULPA フィルターほか2点 買入
- 2 契約の相手方
日本船舶薬品株式会社
- 3 随意契約理由
当局が使用している株式会社トヨタカスタマイジング&ディベロップメント製陰圧式患者搬送器具「e capsule」の各構造部は、製作会社独自の設計に基づく各純正部品から成っており、他社メーカー品とは規格が異なり、互換性がなく、他社製品を使用することができない。
日本船舶薬品株式会社は株式会社トヨタカスタマイジング&ディベロップメント製陰圧式患者搬送器具「e capsule」の付属機器（部品）販売に関して日本唯一の販売代理店である。
よって上記業者を指定する。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
- 5 担当部署
消防局救急部救急課（救急装備） （電話番号 06-4393-6627）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 水道用次亜塩素酸ナトリウム（長居配水場 ほか7か所） 10月～12月
概算買入

2 契約の相手方

フジオックス（株）

3 随意契約理由

浄配水場で浄水処理に使用する各種薬品については、上半期分・下半期分として年2回調達を行っている。

そのうち、長居配水場ほか7か所で使用する令和4年度下半期分の水道用次亜塩素酸ナトリウムにおいては、令和4年6月23日に公示、令和4年9月8日に一般競争入札を執行したが、2回目の入札において有効な入札がなかったため、入札が取止めとなった。

本来であれば、再入札して業者と6か月（10月～3月）の契約を行うべきところであるが、次亜塩素酸ナトリウムは水道水としての殺菌力を保持させ衛生上の安全性を確保するために使用することから、納入が滞ると水道水が供給できなくなるため、次回入札による契約相手方の決定までの必要最小限の期間（10月～12月）について緊急的に随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号

5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場（06-6815-2373）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度水道用液体かせいソーダ（庭窪浄水場ほか1か所）10月～12月概算買入

2 契約の相手方

網干産業（株）

3 随意契約理由

浄水処理に使用する各種薬品については、上半期分・下半期分として年2回調達を行っています。

そのうち、庭窪浄水場及び豊野浄水場で使用する令和4年度下半期の水道用液体かせいソーダ（以下「かせいソーダ」という。）については、令和4年6月23日に公示を行い、令和4年9月8日に一般競争入札（WTO案件）を執行しましたが、かせいソーダの急激な価格高騰が原因で全ての業者が予定価格超過となり、不調に至ったと思われま

す。本来であれば、再入札して業者と6か月（10月～3月）の契約を行うべきところですが、かせいソーダの使用については、硫酸ばんどによる凝集沈殿処理の際に酸性となる水を中和し、また送水する際の水道管の腐食を防ぐのに使用し、水づくりに欠かせない薬品として日々使用することから、早急な契約締結が必要であるので、10月～12月分については随意契約を締結することとします。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場
電話番号 072-823-2321

4

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 はしご車伸縮装置等分解整備

2 契約の相手方

株式会社モリタテクノス

3 随意契約理由

はしご車は、高所での消防活動を目的として道路運送車両法及び道路運送車両の保安基準並びに、はしご車の安全基準に基づき設計・製作され、消防活動上確実な動作と人命保護上高度な安全性を要求されるものである。

当該はしご車は、株式会社モリタ製であり、車両ぎ装全般について独自の技術で設計・製作されており、また構造及び相互の関連機器並びに各種装置等には特許部分があり、点検整備には、製造会社独自の高度かつ専門的な知識と技術が必要である。

上記業者は、製作会社からはしご車点検整備業務などメンテナンス業務の一切を移管された唯一の業者である。

よって、本業務は上記業者以外では履行することができないため、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発） （電話番号 06-4393-6191）

随意契約理由書

- 1 案件名称
空気呼吸器ほか1点 買入
- 2 契約の相手方
真弓興業株式会社

3 随意契約理由

(1) 機種選定理由

空気呼吸器は、空気ボンベに接続する本体、着用者の顔に密着させる面体及び要救助者に空気を供給するためのレスクマスクで構成され、火災現場等の煙が充満し呼吸が困難な環境でもボンベ内の空気を吸うことにより独立した呼吸が可能となるもので、消防活動に欠かせない機器であり、当局が救助活動を行う上で以下の性能を有する必要がある。

①本体

- 1 自動陽圧機能及び強制送気機能を有していること
- 2 レギュレータ内部に侵入した水を排出できる構造及び冬季でも凍結しにくい構造を有していること
- 3 ボンベ残圧が6 Mpa～5 Mpaになると「ブザー音」及び「光」による警報を発すること
- 4 レギュレータと面体が左右いずれの方向からでもワンタッチで接続できること
- 5 レギュレータの点検及び清掃が容易で、隊員が行えること
- 6 導管のボンベ接続部（背面）およびレギュレータ接続部（顔面部）は同一側であること

②面体

- 1 上記空気呼吸器本体に装着し、正常に使用できること
- 2 締め紐は、すべての箇所が締め付け調節可能であること
- 3 首かけ紐は、面体を迅速に装着できるよう最下部のバックル部分に取り付けられ、長さ調整が可能であること

必要な性能を満たす空気呼吸器の本体、面体及びレスクマスクは、エア・ウォーター防災株式会社製の「ライフゼムA1-12 OS型」、「CX面体 OS型」のみであるため、上記製品を指定する。

(2) 業者選定理由

上記製品及び消耗品の販売、修理については、エア・ウォーター防災株式会社の関西地区唯一の総代理店である株式会社重松製作所から認定された大阪市内唯一の販売代理店である真弓興業株式会社以外では履行することが不可能であるため、上記業者を指名する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部警防課（消防装備）（電話番号 06-4393-6508）

6

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度水道用次亜塩素酸ナトリウム（柴島浄水場）10月～12月概算買入

2 契約の相手方

曾我（株）

3 随意契約理由

浄配水場で浄水処理に使用する各種薬品については、上半期分・下半期分として年2回調達を行っている。

そのうち、柴島浄水場で使用する令和4年度下半期分の水道用次亜塩素酸ナトリウムにおいては、令和4年6月23日に公示、令和4年9月8日に一般競争入札を執行したが、すべての入札が予定価格超過となり、不調となった。

本来であれば、再入札して業者と6か月（10月～3月）の契約を行うべきところであるが、次亜塩素酸ナトリウムは水道水としての殺菌力を保持させ衛生上の安全性を確保するために使用することから、納入が滞ると水道水が供給できなくなるため、次回入札による契約相手方の決定までの必要最小限の期間（10月～12月）について緊急的に随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号

5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場（06-6815-2373）

随意契約理由書

1 案件名称

ろ過式集じん装置用ろ布（北斎場）買入

2 契約の相手方

ホソカワミクロン株式会社

3 随意契約理由

今回買入の北斎場ろ過式集じん装置用ろ布は、ホソカワミクロン株式会社製の排ガス処理装置の主要構成部品であり、排ガス性状（量・温度・流速・圧力損失等）を考慮して、当該会社が独自の技術により設計・製作したものである。したがって、本部品はろ過式集じん装置と一体であり、形状・寸法、材質及び性能保証の関係から他社製品は使用できないため、ホソカワミクロン株式会社製を選定するものである。

よって、本部品は、ホソカワミクロン株式会社が直接販売を行なっており、他社では取扱いが出来ないため、ホソカワミクロン株式会社を特名するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課（電話番号 06-6630-3374）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 はしご車分解整備（その2）

2 契約の相手方

株式会社 モリタテクノス

3 随意契約理由

はしご車は、高所での消防活動を目的として、道路運送車両法及び道路運送車両の保安基準並びに、はしご自動車の安全基準に基づき設計・製作され、消防活動上確実な動作と人命保護上高度な安全性を要求されるものである。

当該はしご車は株式会社モリタ製であり、車両ぎ装全般について独自の技術で設計・製作されており、また構造及び相互の関連機器並びに各種装置等には特許部分があり、点検整備には製造会社独自の高度かつ専門的な知識と技術が必要である。

上記業者は、製作会社からはしご車点検整備業務などメンテナンス業務の一切を移管された唯一の業者である。

よって、本業務は上記業者以外では履行することができないため、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発）（電話番号 06-4393-6191）

随意契約理由書

1 案件名称

片袖机ほか13点（大阪市保健所）（その3）借入

2 契約の相手方

山王スペース&レンタル株式会社

3 随意契約理由

本案件は、大阪市中央卸売市場内の保健所執務室で職員が使用している片袖机ほか13点（以下「什器」という。）を引き続き借入するためのものである。

大阪市保健所では、執務スペースとして中央卸売市場業務管理棟を執務室として13室確保し、執務室で使用するための什器借入を上記契約において行った。

上記借入契約が令和4年11月30日に契約期間満了となるが、引き続き、第7波での対応を踏まえ、1日1万人体制を確保することが決定し、12月1日以降も引き続き業務を行うこととなった。

大阪市中央卸売市場内の保健所執務室では、土日祝時間外を含め宿泊療養等の業務を行っており、職員が使用する什器は業務を実施するうえで欠かすことのできない重要なものである。什器の入れ替え・再配置は業務を中断する必要があることから、業務に大きな支障を生じさせ、ひいては市民生活に大きな影響を及ぼすこととなるため、途切れることなく什器を利用する必要がある。

入れ替えや再配置によって業務を中断させず、12月1日以降も借入ができる相手方は上記事業者以外にないため、上記事業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市保健所管理課（電話番号 06-6647-0643）

随意契約理由書

1 案件名称

駐車場共通回数券ほか2点印刷

2 契約の相手方

アマノ株式会社

3 随意契約理由

今回印刷する駐車場共通回数券は市立駐車場駐車管制設備に対応する磁気券です。

本回数券は、アマノ株式会社が独自に開発したシステムにより製造されたものであり、他に互換性を持つ製品はありません。また、磁気情報についても同社の保有する機密であり、同社以外では取り扱われていません。

そのため、本回数券の印刷については、本システムの全般部品を供給し、代理店を介さず直接事業を請け負っている上記業者への随意契約を依頼します。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 道路河川部 調整課 (電話番号 06-6615-6703)

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 柴島浄水場ろ過池覆蓋 修繕

2 契約の相手方

(株) 前澤エンジニアリングサービス

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場に設置しているろ過池覆蓋の修繕を行い、機能回復を図るものである。

ろ過池覆蓋は、浄水処理過程で発生するオゾンの気散防止と、藻類抑制を目的とした遮光用として設置されたもので、定期調査の結果、ろ過池覆蓋用パッキンに著しい劣化が見られたため、今回パッキンを取替え、ろ過池覆蓋の修繕を行うものである。

当該設備は、(株)前澤エンジニアリングサービスが独自に設計、製作したものであり、当該パッキンについても、3系並びに4系ろ過池覆蓋に使用されているろ過池アルミニウム合金覆蓋用専用の製品であり、他社製品では適合せず当該業者のみが直接販売元である。

また、本修繕について他の業者が履行し、設備にオゾン気散等の障害が発生した場合、その原因が当該パッキンなのか、本修繕によるものなのか特定が困難になり責任の所在が不明確になることから、修繕後の一貫した責任と性能についての保証をもちせることができる唯一の業者は、当該パッキンの直接販売元である(株)前澤エンジニアリングサービスである。

以上のことから、上記業者と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場（電話番号 06-6815-2353）